

第4回 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会 議事要旨

開催日時 : 平成16年10月1日(金) 13:00~15:30
場 所 : 月桂冠(株) 昭和蔵ホール
参加人数 : 懇談会委員11名、事務局6名、傍聴者29名

1. 決定事項

淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)(以下「運営要領(案)」という。)
第6条(淀川管内河川レンジャーの役割)第1項において、水防、防災に関する活動を追記する。
運営要領(案)第26条(懇談会の開催)第3項において、「3日前まで」を「事前に」へ修正する。
運営要領(案)第31条(運営会議の運営)第2項、第37条(河川レンジャー会議の運営)第2項を削除する。
伏見出張所管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)第6条(河川レンジャーの報酬)において、報酬額を活動内容に応じて増減させることを記述する。
伏見地区について、増水時における河川管理の仕組みを小学生まで理解できるようにしたポスター等を作成し、地域の掲示板等を利用して広報する。また、内容に関する問い合わせ先は河川レンジャーとする。
「伏見管内河川レンジャー運営会議」の開催は11月22日~26日を予定する。また、「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」については2月の開催を予定する。

2. 懇談会の概要

「第4回 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」について

事務局より資料の確認が行われた後、山村委員より「第4回 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」の進め方について説明が行われた。

平成15年度の検討概要、河川レンジャー試行活動の経過報告

事務局より、「資料-1 懇談会資料」を用いて、平成15年度における「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」の検討概要として、決定事項の報告が行われた。また「資料-3 河川レンジャー試行活動の経過報告」を用いて、「第3回 宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」以降の試行活動について経過報告が行われた。

今後の河川レンジャーの展開について

事務局より、「資料-1 懇談会資料」を用いて、宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会の改組について説明が行われた。また、「資料-1 懇談会資料」および「資料-2 淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)・同解説」を用いて、運営要領(案)および淀川河川レンジャー リーフレット(案)についての説明が行われた。

その後、 について、委員による意見交換が行われた。主な意見については「3. 主な意見」を参照。

3. 主な意見

今後の河川レンジャーの展開

< 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）について >

第 31 条第 2 項・第 37 条第 2 項において、河川レンジャー運営会議および河川レンジャー会議を「非公開」と規定すると、傍聴の希望があったときなどに柔軟な対応ができないのではないか。

第 26 条 3 項において、委員への懇談会資料の発信を「3 日前まで」と具体的に規定しているが、幅を持たせた表現にしたほうがよいのではないか。

運営要領（案）にはどの程度の拘束力を持たせるつもりなのか、取り扱い方について意見をいただきたい。

運営要領（案）は、試行活動の結果を受けて随時改定する予定である。

今夏、さまざまな災害があったこともあり、第 6 条第 1 項において、河川レンジャーの役割として水防、防災に関する活動を重視して記述しておくべきだと思う。第 8 条等において、河川レンジャーの定員を「若干名」と規定しているが、河川レンジャーが活動する範囲の広さを考慮すると人数が不足していると思う。

現在のところ、河川レンジャーの候補者は少ない。まず、制度設計をして、試行活動を続けることで、河川レンジャー制度が認知されていくのではないかと考えている。

必要に応じて短期間での河川レンジャーに任命することも考えられる。治水分野であれば定年された河川管理者、地域の動植物については地元の教職員などに協力していただけたらと思う。

研修等によって河川レンジャーに専従する人を育成し、多くの河川レンジャーの核となってほしいと思っている。また、流域センター担当河川レンジャーの重要性は高く、お互いに相談しながら活動するためにも、複数名が必要であると思う。

< 伏見出張所管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）について >

第 6 条 1 項にある河川レンジャーの報酬額について、例えば永山河川レンジャーの行っている活動を想定したとき、妥当性のある額といえるのか。

河川レンジャーはボランティア的な性格を持つと考えており、第 6 条第 1 項に規定されている報酬についても、寸志としての意味合いが強い。活動に必要な経費については支給することとしている。

河川レンジャーの活動は多岐に渡ると考えられるため、報酬額の条文は、自由度のあるものにしておいたほうがよいのではないか。

報酬額が多すぎると、それに見合った活動をするために河川レンジャーの負担が増えることも考えられる。河川レンジャーに任命される人にはさまざまな立場があり、報酬額を一律に定めることは難しい。試行活動を通じて改定していけばよいのではないか。

<河川レンジャーの役割、地域住民との連携について>

災害時に河川レンジャーは具体的にどのような活動ができると考えているのか、河川レンジャーの方に意見をいただきたい。

台風 21 号が発生した際の濠川、宇治川派流の水位等の状況については把握しており、十石舟の運航に支障がないように濠川の水位を回復させるよう関係者に依頼した。

増水時の河川管理の仕組みについて河川レンジャーが把握し、体験的に積み重ねておくことが、今後の河川レンジャー活動にとって役に立つと思う。

増水時に行政が行っている河川管理を地域住民が見られる場所に掲示し、増水後に地域住民がそれを見ることで、川に関心を持つことができると思う。

増水時の河川管理の仕組み等については、流域センター等を利用して発信することもできると思う。

伏見地区について、増水時における河川管理の仕組みについてまとめた資料を作成し、地域住民が見られる場所に掲示することを提案したい。また、資料の連絡先を河川レンジャー宛にすれば、地域住民の河川レンジャーに対する認知度が高まると思う。

吉田委員の提案に協力したいと思う。流域センター以外にも、地域の中に活用できる場所があると思う。そのような場をつくるにあたっては、国土交通省、自治体および地域住民が連携をとり、お互いに協力できるようお願いしたい。

京都伏見ジュニア河川レンジャーの活動を通じて、子供たちも川に親しんでいる。増水時の河川管理の仕組みの掲示についても、子供にもわかるような掲示をしてもらえば、より川に親しみを持つことができると思う。

京都伏見ジュニア河川レンジャー活動に地域の大学等に協力をしてもらうなど、河川レンジャーとして適切な人材を見つけるための方策を考えている。

<その他、傍聴者の意見>

運営要領（案）第 10 条第 1 項を「河川レンジャーは、河川整備計画に盛り込まれた住民との協働や連携を必要とした事項を推進するために、行政と住民の間に介して次の事項に掲げる活動を行うものとする」と書き換えることによって、河川整備計画との関係性が明確になると思う。

運営要領（案）第 10 条第 1 項について、河川レンジャーの活動として、河川整備計画基礎案に書かれている事項を補足する必要がある。具体的には「(2)河川の環境保全を図る活動」に「モニタリング」を、「(4)節水意識の普及」に「水質の向上」を補足することなどが考えられる。

河川レンジャーに任命する人は、河川レンジャーが河川整備計画においてどのような役割が求められているかを講習会等を通じて理解してもらう必要があると思う。

運営要領（案）に河川レンジャーと河川管理者の役割分担を規定する条項を設ける必要があると思う。

地域で行われている河川に関わる活動を河川レンジャーを通じて行政に伝えることができるような仕組みづくりが必要と思う。